

論文不正 難しい線引き

阪大事件メール・業績も調べ「捏造」

STAP細胞の論文の問題で、「不正」の認定の難しさが浮かび上がった。約10年前に大阪大で起きた論文不正で調査委員長を務めた大阪府立病院機構の遠山正彌理事長は「当時の例ととても似ている」と話す。

▼1面参照

阪大では、医学系研究科の教授や学生が2004年に米医学誌に発表した論文で遺伝子解析の画像データで不正操作が発覚。研究科長だった遠山さんを委員長とする調査委が関係者を調べ、05年に「実験した学生の捏造」と認定。大学は2教授を停職処分とした。

遠山さんは「捏造と判断するのは難しかった。論文の著者14人に何度も聞き取りをした」と話す。調査委には外部委員や弁護士を入れ、電子メールのやりとりなども取り寄せた。不正が指摘された論文以外にも調査し「信用に欠ける」と判断した。学生は「虚偽の事実を公表された」と損害賠償を求め教授を提訴(後に棄却)し、教授らは「再現実験を行う」と主張したが、研究に使ったはずのマウス

の存在は確認できず、不正認定は覆らなかつた。

STAP細胞の問題で理研は英科学誌ネイチャーの論文だけを調べ、不正認定した。遠山さんは「故意かミスかの判断は難しい。理研の調査委は調査範囲を広げ、ほかの論文や共著者の論文も調べるべきではないか」と指摘する。

日本の研究不正を分析した科学技術振興機構職員の12年の調査によると、責任が問われた人のうち「本人の弁」を把握できた94人の約3割が「ミス」「不注意」「認識不足」など意図的でない過失を原因にあげた。「業績をあげるため」など不正の認識があつたと答えた人は約18%にとどまつた。

同機構で不正の予防などを担う研究倫理室の高柳元雄・副調査役は「国のガイドラインでは、不正認定さを求める場合、重大性、悪質性などを考慮して受け取れない期間を決めると定められている。判断基準は一律に定められておらず、その都度見ていくしかない」と話す。(小堀龍之、朴琴順)